平成３０年　４月　２日
一部改正　令和　３年１０月　１日

沖縄基地隊本部　経理科長

沖縄基地隊オープンカウンター方式実施要領

１　趣　旨

本件は、公共サービス改革法に基づく「自衛隊の事務用品の調達事務を民間委託することについての検討のうち、公物等管理委員会のヒアリング結果に基づく小額随意契約の削減方針を受け、地域経済にも配慮しつつ、公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、公募型見積り合わせ（いわゆる簡易型一般競争入札）の実施要領を定めるものである。

２　定　義

この実施要領において、オープンカウンター方式とは、物品等の調達における見積り合わせにおいて、契約相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する事業者から見積書を徴することにより、契約相手方を決定する方式をいい、本要領に定めるほか、その他の手続きについては、一般競争入札の手続きを準用するものとする。

３　対象調達

見積り合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第９９条第３号、第４号、第５号、及び第７号の規定に該当するもので、見積書の提出を公募することが、適当と判断する調達とする。ただし、会計法第２９条の３第４項による競争を許さない随意契約を行う場合、緊急を要する場合及び本方式を採用することが適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

４　実施手順

⑴　沖縄基地隊経理科契約係は、見積り合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「海上自衛隊調達情報ホームページ」「沖縄基地隊経理科事務室入口」に掲示します。

⑵　事業者は、要求件名リストから受注希望案件を選定し、参加申込みを行います。契約係から仕様書等を受領し、内容を確認いただいた上で、提出期限までに見積書を契約係へ提出していただきます。見積書は原本に限ります。（ＦＡＸやメールでの提出は認められません。）

提出いただいた見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な見積書をいただいた事業書を契約相手方とする、いわゆる簡易型一般競争入札で

すので、一度提出いただいた見積書の差替え、変更及び取消しは行えません。

⑶　見本等の提出が参加の条件とされている案件の場合は、事前に提出していただき、審査を受けるものとします。審査に合格した事業者が見積書を契約係に提出することができます。

⑷　契約係において見積書を審査し、契約相手方を決定します。この際、同価格の見積書が２者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等による抽選といたします。ただし、何らかの理由で参加が困難な場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選となります。

なお、見積書を審査した結果は、決定した契約相手方に通知するほか、当該案件に係る見積書を提出した事業者から問い合わせがあった場合は、決定した契約金額、契約相手方等について個別に回答するものとします。

⑸　同等品申請については、それぞれ担当者にお問い合わせください。

5　参加資格

⑴　予算決算および会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。

⑵　予算決算および会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶　原則、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」のＣ又はＤ等級に格付けされ、「九州・沖縄」地域の競争参加資格を有する者。ただし、仕様内容等により沖縄基地隊契約担当官が必要と認める場合は、Ａ又はＢ等級に格付けされた者を含めることがあります。

⑷　⑶に該当しない者で、沖縄基地隊契約担当官が認めた者であること。
（沖縄県の地方公共団体で契約実績のある者等）

⑸　防衛省として指名停止の措置をうけている期間中の者でないこと。

6　見積書の無効

⑴　参加資格を有しない者の提出した見積書

⑵　記名を欠く見積書

⑶　金額を訂正した見積書

⑷　誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書

⑸　見積に関する条件に違反した見積書